

W01064968号-1
 平成 18 年 6 月 19 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン
 代表取締役 クリス・ウォルター



平成 18 年度 第 1 回定期監査 報告書 (その 1) 「室」部門の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108
監査名	平成 18 年度 第 1 回定期監査
監査対象部門	(その 1) 安全技術室、品質保証室、業務管理室、経営企画室、広報・地域交流室
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (六ヶ所村)
監査実施日	平成 18 年 5 月 18 日、19 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

2. 平成 18 年度 第 1 回 定期監査の視点

2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を後述するが、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

(1) 第 1 回定期監査 (平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿(以下、JNFL という)の「品質保証体制の確立に係わる改善策 (以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。

(2) 第 2 回定期監査 (平成 16 年度第 2 回)

品質保証室をはじめとする室部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

(3) 通算第 3 回定期監査 (平成 17 年度第 1 回)

上記第 2 回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目における PDCA の展開度の確認に注力した。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

(4)通算第4回定期監査（平成17年度第2回）

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

2.2 平成18年度第1回定期監査(今回)の視点

上記の経緯を踏まえ、今回は以下の監査視点を定め、監査を実施した。

これまでに4回の定期監査が実施され、「改善策」の実施状況についてはPDCAが一巡し、この過程を通じて常時の品質保証活動にPDCAを意識する機運が根付きつつある。また、業務を個人の温度差なく的確に実施するための規定類も充実してきた。

そこで、今回の定期監査では、従来の横系的な（項目ごとの）監査だけでなく、縦糸的な監査（業務プロセスを対象にした監査）を取り入れて、表1に示す項目の中から監査対象を選択することとした。但し、監査過程では、常に「改善策」を念頭に置くものとした。

表1 実地監査の対象項目と注力点

A	(大小を問わず)何らかの工事発注から検収に至る一連の活動に関する監査
	注力点： ①仕様書の作成・承認、②発注先からの提出図書のレビューと承認、③文書管理、④製造段階の管理（記録確認、立会など）、⑤不適合管理、⑥検収、⑦関連記録の整備、等
B	何らかの範囲の運転・試運転行為に関する監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥関連部門との連携、⑦発生したトラブル（ヒヤリ・ハットを含む）の報告と評価、⑧改善への取組み、⑨完結段階での記録の整備・保管、⑩規定類の改正要否の検討、等
C	何らかの保守・保修活動に関する監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③外注を使用した場合は管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥改善への取組み、⑦終了段階での記録の整備・保管、等
D	品質保証活動として重要な事項に関する監査
	①事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合（システム不適合を含む）及び是正処置、④内部監査、⑤調達先管理、⑥品質記録、等

表1におけるA、B、C項は、プロセス監査と称するものであり、各部門の定常業務の流れの一区切りを対象として実地監査を行うものである。当該業務を遂行する過程で、各種の規定類の定めを適格に適用しているか否かを検証することが目的である。

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査に大別される。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合のみ紹介を受けることとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

なお、スタッフ的に機能している「室」部門の業務には、格好のプロセス監査対象がない。従って、表1のD項を適用することとし、該当する活動の品質記録ファイルの閲覧とヒヤリングを行いつつ、PDCAの展開継続状況が維持されているか否かを監査した。

監査は、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応し、監査ポイントの欠落防止に努めた。

4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

- ① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」*
*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」
- ② JEAC 4111-2003
- ③ 監査対象としている社内規定の上位規定及び関連規定類

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。なお、部門ごとの監査結果を示す添付—1において下記区分に該当する記載がない場合は、「良好」とみなすものとした。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、受審者の任意でよい。

6. 監査結果

「室」の各部署に対する監査結果の詳細を添付—1に記載した。監査の日程と出席者を添付—2に示す。

「室」部門に対する総括所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場면을観察したという一面もあるが、大網的には実態を捉えていると見てよい。なお、全社対象の総括については「全体総括編 (W01064968号-0)」を参照していただきたい。

① 「指摘事項」は観察されない。

サンプリング方式を適用するという態様にて提示を求めた規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」は観察されなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も維持・継続されていると見なせる。

② 「改善策」及び「品質保証に係る活動」のP D C Aの展開が維持・継続されている。

これまで実施してきた定期監査において、「改善策」及び「品質保証に係る活動」のP D C Aの展開状況についての監査を実施してきた。

「室」が関与する「改善策」として取上げられた主要な事項に係る取組み状況を以下に示す。

1) トップマネジメントによる品質保証の徹底

品質目標の設定とフォロー、ならびに、マネジメントレビューに係る仕組みは良好に機能していると思なせる。品質目標に関しては、社長を筆頭とする上位者の方針や目標を、下位者が自部門の業務内容を踏まえて策定している状況が、着実に定着している状況が観察される。

マネジメントレビューに関しては、事業部長レビューを経て、「社長診断」という形のトップマネジメントレビューが四半期ごとに実施され、今回の監査を含め、P D C Aは良好に展開されており、確実な維持・継続がなされていることを確認した。

2) 人材育成

プロパー社員比率の増大と力量向上のための教育・研修、また、コンプライアンス等に関する認識の向上策に関しても継続的実施されていることを検証した。

3) 協力会社を含めた品質保証活動の徹底

協力会社との各階層レベルでの会議体等を通じた双方向コミュニケーションの確立、企業倫理相談窓口「ダイレクトライン」の活動等に係るPDCAの展開が有効に維持・継続されていることを確認した。

また、「改善策」に係る事項以外の「品質保証に係る活動」についても、PDCAの展開が維持・継続されていることを合わせて検証した。

③ 全社大の教育規程が制定、具体的活動への展開

先般、教育の基本理念と基本方策を示した「教育規程」が制定され、全社大の教育についての方針が明確にされたことは評価できる。

一方、当該の規程は、全社共通の教育理念を述べたものであり、各事業部が具体的活動を実施する際には、そのよりどころとなる規定類が必要となる。また、全社の教育・訓練の方向性を合わせるためには、今後とも各事業部の教育に係る考え等を聴取することも必要となろう。今後、このような全社大の教育に係る方向を一致させる活動が、スピーディに実施されることを期待したい。

以上

「室」に関する監査結果
(詳細版)

平成 18 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (「室」No. 1)

被監査部門	安全技術室	備考
監査実施日	平成 18 年 5 月 18 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>右記の規程及び要則が改正され、①品質・保安会議での審議除外事項の明確化、及び②会議に参加できる代理者資格の明確化が図られた。いずれも会議の運営を円滑にするための改正であり、品質保証活動の視点で問題はないと判断する。</p>		<p>1)品質・保安会議規程 (規程第 60 号-6) 2)品質・保安会議運営要則 (要則安技室第 14 号-9)</p>
<p>(実地監査)</p> <p>1. 品質・保安会議に係る事項</p> <p>安全技術室は品質・保安会議の事務局として機能している。当該会議は、前回の定期監査(平成 17 年 11 月 14 日)以降に 8 回開催されている。 第 24 回(平成 18 年 3 月 28 日)の記録を検証したところ、品質・保安会議における指示・指摘事項に係る対応状況がリスト化され、実施担当等が明確化されており、活動に対する管理が適切に行われていることを確認した。また、議事内容は出席者名簿を含め、必要十分な深みをもって記述されていることを確認した。 持回り審議の例として、第 18 回(平成 17 年 12 月 9 日)の会議において、審議予定であった「廃棄物管理施設保安規定の変更」に係る案件は、当日、出席必須関係者が急用により出席不可となったため、第 19 回品質・保安会議として持回り審議扱いとされた。本件については、後日、電子メールによる審議が実施され、返答結果が集計された。平成 17 年 12 月 12 日に主査の承認後、社長確認が行われており、規定に従った適切な対応が行われていることを確認した。</p> <p>2. 役員等の教育</p> <p>「品質・保安会議運営要則」中に規定されている役員教育の実施状況を調査した。当該教育は、平成 12 年度以降、年 1 回の割合で継続実施されている。平成 17 年度は、平成 17 年 4 月 27 日付で教育計画書が作成され、内容に関する主査承認がなされている。 当年度の講演テーマは、「原子燃料サイクル施設における危機管理のあり方」という JNFL にとっても、有益な教育テーマが選定されている。当該講演には、社長以下、JNFL 及び協力会社を含め、60 名程度が聴講していることを確認した。なお、出席が要求されるものの、当日出席できなかった役員に対しては、ビデオによるフォローが行われていることを記録上より確認した。</p> <p>3. 品質目標とトップマネジメントレビュー</p> <p>安全技術室としての社長診断資料を閲覧した。平成 18 年度の目標として、品質・保安会議の運営に関連し、達成指標として、「会議運営に係る不適合ゼロ」を掲げ、規定の定めに従って目標課題に対する PDCA の展開が計画されていることを確認した。</p>		<p>品質・保安会議運営要則 (要則安技室第 14 号-9)</p> <p>品質・保安会議運営要則 (要則安技室第 14 号-9)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(提言事項)</p> <p>品質・保安会議運営要則中に当該会議運営と直接の関連が薄い役員等の教育(第 10 条)の条項が含まれている。今後、適当な機会に本要則中への記載の要否、もしくは記載すべき規定類の検討を行うことが望まれる。</p>		

被監査部門	品質保証室	備考
監査実施日	平成 18 年 5 月 18 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>品質保証室が所管する右記に示す規定類についての改正が実施された。改正に際しては、改正に対する留意事項を示すチェックリストを用い、必要事項に欠落がないかを確認しつつ、担当者及びその上位者が内容をダブルチェックする体制で実施されている。このような系統的な改正手法は、規定類の形式及び内容の整合を図る上で極めて有効であると評価できる。</p> <p>今回の多くの改正点は、規定類の記載内容を明確にするための加筆・修正である。なお、一部に責任と権限が移行される内容も含まれていたが、適切な改正処置がなされており、危惧事項は見当たらない。</p>		<p>1) 内部監査要則 (要則品証室第 3 号-3)</p> <p>2) 不適合等管理要則 (要則品証室第 4 号-3)</p> <p>3) 品質保証連絡会運営要則 (要則品証室第 5 号-1)</p> <p>4) 品質保証に係る顧問会運営要則 (要則品証室第 6 号-2)</p> <p>5) 品質保証マネジメント会議運営要則 (要則品証室第 7 号-2)</p>
<p>(実地監査)</p> <p>1. 品質方針の周知</p> <p>社長の補佐業務の一環として品質保証室が品質方針周知の事務局機能を担当している。平成 18 年度の品質方針は、平成 17 年度の方針が継続されている。平成 18 年度の品質方針の周知徹底を図ることを目的として、4 月 5 日に品質保証大会が開催されている。また、周知方法として、所内随所への品質方針に係る掲示、社内報への掲載(5 月号)、及び品質方針カードの配布等が行われている。なお、監査時において、品質方針カードの携帯の有無を確認したところ、出席者全員が携帯されており、品質方針の周知、徹底が全社大で浸透していることを確認した。</p> <p>2. 品質目標とトップマネジメントレビュー</p> <p>トップマネジメントレビューは、品質目標を含む業務目標をレビューする「社長診断」の形で四半期ごとに実施されており、品質保証室が経営企画室と共に補佐機能を果たしている。</p> <p>平成 18 年 3 月 23 日に実施された再処理事業部の社長診断資料を閲覧したが、所定事項が記載されたフォームが使用され、社長からのコメントは、「処置管理表」リストを用いて管理されており、定着した運用がなされていることが確認された。</p> <p>また、品質保証室に対する第 4 回社長診断(平成 18 年 3 月 24 日)の記録も合わせて閲覧した。上記と同様に定着した実施状況が確認され、危惧事項は全く観察されない。</p> <p>3. 教育・訓練 (力量管理)</p> <p>教育計画表及び教育記録を閲覧したが、既に定着した管理状況であることが確認された。</p> <p>4. 品質保証マネジメント会議</p> <p>本会議は、JNFL と協力会社のマネジメント層の意思疎通を目的として設置された会議体である。第 4 回会議(平成 17 年 11 月 15 日)は、協力会社 8 社との間で開催されている。本件に関する議事録内容も記載事項の深みも含め、適切であることを確認した。</p> <p>また、第 5 回会議(平成 18 年 3 月 10 日)においては、JNFL と関連する全 48 社が参加した会議が開催され、コミュニケーションの改善が図られている。会議の中では、アクティブ試験に係る話題も取り上げられており、本会議が継続して有効に機能していることを確認した。</p>		<p>6) 第三者監査運営要則 (要則品証室第 9 号-1)</p> <p>7) 安全協定等に基づく「品質保証の実施状況」報告書取扱要則 (要則品証室第 10 号-1)</p> <p>8) 文書管理要領 (要領品証室第 2 号-3)</p> <p>9) 記録管理要領 (要領品証室第 3 号-2)</p> <p>10) 不適合管理要領 (要領品証室第 4 号-1)</p> <p>11) 教育訓練要領 (要領品証室第 5 号-3)</p> <p>12) 調達管理要領 (要領品証室第 6 号-2)</p> <p>13) コミュニケーション改善のための連絡会等運営要領 (管理者レベルの連絡会等運営要領) (要領品証室第 7 号-1)</p> <p>14) 品質保証室 職制規定分掌業務解明集(要領) (要領品証室第 8 号-1)</p> <p>15) 運営方針、業務/品質目標の設定及び管理等の手順書 (品証 PR-05-001-R01)</p>

5. 管理者レベルの連絡会

前項に記載した品質保証マネジメント会議が経営層間のコミュニケーションに重点を置いたものであるのに対し、より実務者レベルでのコミュニケーションの改善を図る目的で開催されるのが本会議体である。本連絡会は平成16年7月に開始されており、前回の定期監査以降、第13回(平成17年12月7日)から第16回(平成18年3月29日)まで4回開催されている。

本連絡会では、協力会社から種々の要望事項が挙げられている。これらの要望は、要望事項リストとして取りまとめられ、JNFLの担当部署から各要望に対する回答が行われている。回答内容は、前回の監査時に検討段階であった「協力会社との信頼関係の構築システム」に係る要則[協力会社からの意見・要望取扱い要則(要則品証室第11号)]中に記載されているデータベース上で確認できるシステムが構築されており、有効利用可能であることを確認した。

6. 品質保証に係る顧問会

第6回顧問会が平成18年3月6日に開催され、顧問会メンバーから9項目のアドバイスが提起されていた。これらのアドバイスは、リストとして取りまとめられ、各アドバイスに対応する部署も決定されており、欠落のない対応を実施する体制が構築されていることを確認した。

7. 内部品質監査

年度の内部監査計画を策定し、実施・推進する部門としての機能を継続している。平成17年11月1日に実施した広報・地域交流室、及び平成18年2月15日実施の品質保証室に対する内部監査の記録を閲覧した。内部監査実施計画書が整備されており、監査結果については十分な詳細度をもって項目ごとに記述されている。提起した「観察事項」に対しては要求期限までに被監査部門の意見・対応計画が回答される仕組みが定着している。

品質保証室に対する内部監査では、品質目標、内部監査方法、不適合管理に係る観察事項が提起されたが、次年度に向けての適切なフォローアップ体制が計画されていることを確認した。

また、輸送容器の管理に係る原子力安全・保安院指示文書(平成18年2月10日)を受けた濃縮事業部に対する臨時監査(平成18年3月7日)記録を閲覧した結果、適切な監査実施及び対応がなされていることを確認した。

なお、弊社の前回監査時の参考コメントを前向きに反映した下記の改善が実施されたことを確認した。

- 1) 監査に用いたチェックシートを品質記録として保管する。
- 2) 監査手法として、チェックシートに記載されていない項目を50%抜取り項目として実施する旨を平成18年度品質目標に記載するとともに、監査計画書中に明記する。

8. 事業部・空間 水平展開検討会

前回の監査時以降、9回開催されている。水平展開が必要と考えられる事項として社内情報及び外部情報が水平展開検討件名管理表としてリスト化され、各件名に関する社内での水平展開の可否が検討される体制となっている。検討結果については、処置状況表として取りまとめられており、有効な活動が継続されていることを確認した。本検討会に上程される情報選別が今後の検討課題となろう。

<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲においては、品質システムは非常に良好に機能していると判断する。</p>	
<p>(提言事項)</p> <p>1) 品質保証室が所管する規定類の改正実施に際して、チェックリストを用い、各規定が有すべき事項に欠落がないかを確認しつつ、担当者及びその上位者が内容をダブルチェックする体制で実施されていることは、大いに評価できるものである。この活動をより効果的なものとするため、下記の事項の採用を検討されることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">①チェックシート項目への識別 No.等の付与 加筆・修正内容がどのチェック項目に該当するのかの明確化を図る。②マーカ色によるチェック者の識別 誰がどの箇所を加筆・修正したのかの明確化を図る。 <p>2) 顧問会メンバーからのアドバイスを取りまとめた対応リスト中への担当部署決定時において、検討事項実施完了期限記入の徹底により、実行状況のフォローアップがより容易になるものと考えられる。</p>	

部門別 監査結果 (「室」 No.3)

被監査部門	業務管理室 能力開発G 人事G 資材管理G	備考
監査実施日	平成18年5月18日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査) 品質保証活動に関連した規定類の制定・改正がないので、文書監査は省略した。</p>		
<p>(実地監査)</p>		
<p>1. 教育履歴管理システム (能力開発G)</p>		
<p>平成17年11月の教育規程の制定によって、教育理念、教育履歴管理システムの運用等が明文化され、全社大の教育システムが構築された。約1年間の教育履歴管理システムの試験的運用を受けて、このシステムの使い勝手のアンケート調査が既に試運用が行われている再処理事業部に対して行われた。また、本調査の過程で他事業部からの意見聴取も行われていることを確認した。</p>		<p>教育規程 (規程第73号)</p>
<p>2. 階層別研修 (能力開発G)</p>		
<p>多くの研修プログラムが継続して実施されてきたが、研修項目と受講側ニーズとの整合、研修効果の評価方法等を含めて研修体系の見直しが平成18年度に計画されている。具体策については今後の検討課題であるが、研修プログラムの改善活動に向けたPDCA サイクルを早期に構築することを期待する。</p>		
<p>3. プロパー社員の比率増と中核者への積極的登用 (人事G)</p>		
<p>平成31年でプロパー社員90%の長期計画達成に向けて有能な人材の獲得に向けた採用活動が継続されている。平成17年度には8名がライン課長等へ登用されるなど、プロパー社員の意欲高揚効果が期待できる。選抜研修、キャリアパス、OJT等によってプロパー社員のレベルアップ計画が企画されており、改善策が継続実行されていることを部門及びトップマネジメントレビュー記録で確認した。</p>		
<p>4. 品質保証体制の改善に向けた調達先管理 (資材管理G)</p>		
<p>調達先管理については、平成17年度に地元企業を含めた63社が取引先管理DBへ新規に追加され、既に約420社のデータが整備された。今年度は2年毎の更新(初回)に当り、更なる充実が期待される。これは調査・審査のPDCAが順調に廻っている成果であり、品質保証体制の改善に向けた調達先管理が継続していることを確認した。</p>		
<p>また、任意抽出項目として、工事の発注から検収にいたる一連の事務処理手続のプロセス監査を行った。実施済の工事の中から、一例をサンプリングして、事務処理手続が資材契約事務要則に従って実行されているかどうかをエビデンスに基づいて監査した。その結果、いずれの段階においても規定通りに実行されていることを確認した。</p>		<p>資材契約事務要則 (要則業管室第9号-7)</p>
<p>(第三者監査所見)</p>		
<p>上記の監査範囲においては、品質システムは概ね良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(観察事項)</p>		
<p>「教育履歴管理システム」の運用が、下記の規定を十分には満たしていない。(各グループ及び各課において当該システムが十分に運用できる状況になっていない。)</p>		
<p>■教育規程(規定第73号)</p>		

部門別 監査結果 (「室」 No. 4)

被監査部門	経営企画室、品質保証室	備考
監査実施日	平成18年5月18日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査) 右記の拡大Su21サークル活動運営要領及び同発表会運営要領が制定された。協力会社との活発なコミュニケーション及び協力会社と一体になった品質保証活動の推進を目的とした小集団活動の運営を明文化したものである。活動テーマ、サークル編成、成果発表会運営等が明文化されており、これによって協力会社と一体となった活発な活動が今後期待できる。</p> <p>(実地監査) 1. 小集団活動の実施 (経営企画室、品質保証室) 経営企画室及び品質保証室が合同事務局となって、拡大Su21サークル活動が平成17年11月からスタートした。活動テーマは各部門の業務課題、協力会社からの「意見・要望等」から抽出され、JNFL、協力会社単独及び混成からなる111に上る多数のグループが結成された。平成18年3月にはそれまでに終了した7テーマの発表会が開催され、審査を経て最優秀賞等が決定された。アクティブ試験に向けた準備等忙しい中で、発表会が実施されたことは事務局及び各メンバーの努力によるものと高く評価できる。全員参加の形で第一歩を踏み出し、管理者層のバックアップを受けて改善を図りつつ活動を定着させることを期待したい。</p> <p>2. ダイレクトライン制度の運用 (経営企画室) 信頼回復に向けた活動の一環として、「ダイレクトライン制度」が平成15年6月に運用開始されて以来、施設の安全性や操業に関する事案が初めて受け付けられた。平成14年4月における再処理工場高レベル廃液ガラス固化建屋内の配管の再溶接に係る情報であった。本件については、規程に従って、情報提供者の保護を図りつつ調査を行い、調査結果については、社長へ報告後、ホームページで公表している。公表した以外の事案についても、平成17年度も継続して受け付けた情報の事実調査・是正処置の完結までのPDCAサイクルが展開されており、この制度が有効に活用されていることを確認した。</p>		1) 拡大Su21サークル活動運営要領 (要領経企室第7号) 2) 拡大Su21サークル活動発表会運営要領 (要領経企室第8号)
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(提言事項) 小集団活動は改善項目に掲げられた事項に該当するものである。</p> <p>① 小集団活動の発表会については、グループ数が多いことから、今後は事業部単位等での予選会等の開催 (成果報告の場) を検討されることが望まれる。</p> <p>② 科学的手法 (QC7つ道具等) 習得のための研修プログラムの設定</p>		

被監査部門	広報・地域交流室	備考
監査実施日	平成18年5月19日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査) 品質保証活動に関連した規定類の制定・改正がないので、文書監査は省略した。</p> <p>(実地監査) 1. 業務目標とトップマネジメントレビュー 広報・地域交流室では品質保証体制の改善策の一環として、信頼回復に向けた取り組みが行われている。平成17年度品質方針「積極的かつ分かりやすい情報公開の実践」に基づき、丁寧な対面説明と試験内容のわかりやすい紹介が行われた結果、情報公開を評価する割合は増加しているが、まだ公開情報が不十分或いはより容易に理解できるような情報を望む声も聞かれた。トップマネジメントレビューにおいてこれらの情報も含めて報告するとともに活動の実績評価を行った上で、アクティブ試験の円滑な推進のための環境づくり、放射線理解活動の更なる展開、広聴活動の強化、地域振興策の検討等を柱とした平成18年度の業務目標が設定された。 放射線理解活動に関しては、青森県内のみでなく全国規模での広報活動にも拡大する必要があるために、電事連と連携した全国消費地広報にも着手された。アクティブ試験開始にともなって、広報・地域交流室の活動領域は拡大しているが、社長直轄の組織として活発な活動が展開されている。</p> <p>2. 広聴政策会議 改善策の一環として、地域会議等で得られた情報を経営活動に活かす広聴政策会議が設置されている。平成17年11月の会議においては、広報・地域交流室から報告された情報に基づき、活動の方向付けがなされていることを確認した。</p> <p>3. 教育・訓練 前回の監査で提起した参考コメントが前向きに採用されて平成18年度の業務目標には、活動に必要な力量の設定を含めた人材育成計画の策定に着手された。なお、本件に関しては、人材育成の具体案を作成し、人事異動に反映させることが計画されている。</p>		
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(提言事項) ①広聴政策会議における会議の結論は議事録に記録されてはいるが、指示事項を受けてのフォロー表を作成することによる確実な管理が望まれる。</p>		

